

令和6年5月31日

職員の懲戒処分について

このたびの本市職員による消防団の金銭着服事案については、全体の奉仕者として法令を遵守すべき立場にある公務員としての信用を著しく失墜させる行為で、誠に遺憾であり、併せて、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後は、このような不正行為が発生することがないように再発防止を徹底するとともに、市政に対する信頼回復に職員一丸となって取り組んでまいります。

霧島市長 中重 真一